

3月号（510号）

S 県警の警察官らは、①2021 年 12 月 3 日午後 9 時頃に S 県 W 市内の A 方に何者かが侵入して A 所有の現金約 15 万円と金庫を窃取した事件を捜査していた。数か月に及ぶ捜査の結果、同市内に住む X が犯人である可能性が高いと判断し、2022 年 6 月 10 日に通常逮捕した。

W 市内では①事件以外にも侵入盗が発生し、未解決のままになっていた。そこで、X の取調べにおいて余罪を追及したところ、②2021 年 7 月 12 日午後 11 時頃、同市内の B 方に侵入し、B 所有の現金約 10 万円を窃取した事件、③同年 7 月 15 日午後 10 時頃、同市内の C 方に侵入し、C 所有の現金約 8 万円とキャッシュカードを窃取した事件、④同年 7 月 20 日午後 11 時頃、同市内の D 方に侵入し、D 所有の現金 5 万円を窃取した事件について X が自白した。これを受けてさらに捜査を行い、各事件が X の犯行であり、いずれも常習として行われたことが他の証拠によって裏付けられたことから、2022 年 7 月 1 日、検察官は、上記①～④の各事実を常習特殊窃盗罪（盗犯 2 条 4 号）で S 地方裁判所に起訴した。

他方、X は、⑤2021 年 7 月 10 日午後 11 時頃、T 都 N 区内で E 方に侵入して、E 所有の現金約 2 万円を窃取したとして、同年 11 月 22 日に T 地方裁判所で住居侵入及び窃盗の罪で執行猶予付の有罪判決を受けていた。X は T 高等裁判所に控訴したが棄却され、さらに上告したものの、上告も棄却されて、2022 年 5 月 20 日に上記有罪判決が確定している。

S 地方裁判所における上記常習特殊窃盗事件の審理において、弁護人は本件訴因に記載された①～④の各事実は、T 地方裁判所で有罪判決を受けた⑤の住居侵入・窃盗行為と常習一罪の関係にあるため、同判決の一事不再理効が及び、刑訴法 337 条 1 号によって免訴を言い渡すべきだと主張した。S 地方裁判所の審理は 2022 年 11 月 4 日に結審した。

常習特殊窃盗で起訴された①～④の各事実が証明され、かつ、①～④の各事実と⑤事件の住居侵入・窃盗の事実が実体において常習一罪の関係にある場合、裁判所は X に有罪判決を言い渡すことができるか。

2月号（509号）

被告人 X は、S 市内で J リーグの試合を観戦した帰路、スタジアム付近の駐車場に車を停めて休憩していた V に対し「お前は M のサポーターか？ちょっと強いからって調子に乗るんじゃないぞ」と述べ、運転席の窓から腕を入れて V の胸ぐらを掴んで車内の窓枠等に V の頭部を強く打ちつけて傷害を負わせたとして起訴された。X は犯行を否認している。

公判では、V の証人尋問が実施された。また、検察官は立証趣旨を「被害者指示説明に基づく被害再現状況等」とする実況見分調書（以下、本件書面）の証拠調べを請求した。この書面は警察官 K1 が作成したものであり、事件現場で V の車を事件当時と同じ位置に駐車させた上で、警察官 K2 を犯人役として、V が運転席に座って被害の状況を再現した様子を記録したものである。そこには、犯人が車に近寄って運転席の V に話しかけた状況、V が運転席の窓を開けた状況、犯人が開いた窓から腕を車内に入れて V の胸ぐらを掴み、V の頭部を窓枠に打ちつけた状況等について、V による説明の内容が記載されるとともに、再現の様子を撮影した写真 15 枚が添付されている。

弁護人は、本件書面の証拠採用に不同意の意見を述べた。作成者である K1 の証人尋問が実施された後、検察官は本件書面を刑法 321 条 3 項により取り調べられた旨の意見を述べた。裁判所は、V の公判での証言によって明らかにされた被害発生時の状況をよりよく理解するための資料とするために本件書面を採用することが許されるか。

1 月号（508 号）

被告人 X は、Y と共謀して、12 月 26 日午後 8 時頃、I 駅西口の公園で高校生 A に大麻 2g を 2 万円で譲渡した大麻取締法違反の罪で起訴された（Y は所在不明、A は少年院に収容されている）。

X は、捜査段階から公判まで犯罪事実を一貫して否認した。公判では、検察官の請求により A の証人尋問が行われた。尋問に際しては、証言台と被告人席の間を遮へいする措置がとられた。A は、検察官に質問の内容を聞き返すなどして一部の質問には答えていたが、質問が罪体に関する事項に及ぶと「言えないことは言わなくていいと聞いたから」と述べて沈黙した。検察官はそのまま罪体に関する質問を続け、裁判所も特に介入することなく、A が証言を拒否したまま尋問が終了した。検察官は、捜査段階で作成された A の検察官面前調書（Y から大麻を受け取って現金を渡したこと、X もその場にいたことを内容とするもの）を刑訴法 321 条 1 項 2 号前段に基づき証拠請求した。弁護人は不同意の意見を述べた。

また、X と Y が共謀したことを立証する目的で、検察官の請求により、Y の友人である B の証人尋問も行われた。B は、12 月 20 日に飲食店の個室で Y と会食した際に Y が携帯電話で X らしき者と通話した状況について、以下のように証言した。

「食事中に、Y の携帯電話に着信があった。Y が電話に出ると、発信者が『X だ。大麻があるから一緒に売って金にしよう。欲しいやつがいるんだろう？』と言った。通話音量が大きかったため、発信者の声が自分にも聞こえた。Y は『すぐ連絡してみます』と言って電話を切った。Y は LINE で誰かとメッセージを交わした後、自分から電話をかけた。『ああ X さん、さっきはどうも。買うそうです』と言った。通話の相手は前の通話と同じ声で『よし、では 26 日の夜 8 時に I 駅西口まで来させろ。2 万円だ。お前に半分やるよ』と言った。Y は『わかりました。よろしく頼みます』と言って電話を切った。」

A の検察官面前調書、B の上記証言の証拠能力について論ぜよ。

12月号（507号）

Xは、覚醒剤使用の事実で逮捕された。逮捕当日、司法警察員 K1 らは、裁判官が発付した捜索差押許可状に基づいて X の自宅を捜索したが、覚醒剤は発見されなかった。X は同事実で勾留された。

X は逮捕時から被疑事実を一貫して否認していた。勾留中の取調べにおいて、K1 は X に「覚醒剤を使っていないという言い分はわかった。ところで逮捕した日に自宅を捜索したときは覚醒剤を発見できなかったが、実際には自宅にあるのではないか。参考のために教えてほしい」と告げた。X は「そんなことを聞いてどうするのか。もし覚醒剤があれば私を再逮捕するのだろう」と答えた。K1 は「所持では逮捕も家宅捜索もしない。前に一度捜索して見つからなかったのだから。あくまでも参考のために教えてほしい」と説得した。X がこれを拒否したところ、K1 は「それならあなたの両親に事情を聞くしかない」と述べた。X は「それは困る。本当に所持では捜索しないのですね？ここだけの話なのですか？」と問い返した。K1 が「もちろん」と答えたので、X は「寝室のベッドの底が二重になっている。そこにある」と告白した。K1 は「そうだったのか。ありがとう」と述べた。そして、この取調べ中に覚醒剤の使用を否認した X の供述に加え、覚醒剤の隠し場所に関する上記の供述を録取した書面（以下、本件調書）を作成して X に読み聞かせた。X は「所持のことも書いてあるけれどこれは本当に関係ないのですか？」と念を押した上で、署名し指印を押した。

K1 は直ちに本件調書を疎明資料として裁判官から捜索差押許可状の発付を受け、X の自宅を捜索し、寝室のベッドの底から覚醒剤（以下、本件覚醒剤）を発見して差し押さえた。

X は覚醒剤使用及び同所持の罪で起訴された。検察官は、①本件調書、②本件覚醒剤の証拠取調べを請求した。各証拠の証拠能力について論ぜよ。

11 月号（506 号）

某日午後 5 時頃、警察官 K1 及び K2 は、多くの人で賑わう I 駅西口前の繁華街を警ら中に、後部ナンバー灯が滅灯している自動車を発見して停止させ、運転していた X の職務質問を開始した。無線照会によって X に薬物事犯の前歴があることが判明したため、K1 らは X が覚せい剤を所持している可能性があると考え、着衣の上から所持品の検査を行うことにした。

K1 が断りなくいきなり X の陰部を触ったところ、X が大声を出した。そこで K1 は「パンツの中を見たい。何か隠しているのではないか。」と言ったが、X は「人がいるから嫌だ。」と断った。次に K1 は両腕をまくって見せるよう求めたが、X はそれも断った。さらに K1 が「中に隠していなければここで見せることができるはずだ。」などと言いつつ、X はやむなくズボンとパンツを膝まで下ろした。K1 らがこの状態で数秒間、何も隠されていないことを確認した後、X はズボンとパンツを上げた。K1 らはその後も任意採尿に応じるよう X を説得したが、X はこれに応じず、交通違反の処理を終えた後に帰宅した。

午後 7 時頃、警察は覚せい剤使用及び所持を被疑事実として、X の着衣及び所持品の捜索差押許可状と X に対するいわゆる強制採尿令状（医師をして医学的に相当と認められる方法による旨の条件を付した捜索差押許可状）を請求した。疎明資料には K2 作成の捜査報告書が用いられた。K2 は、この報告書を作成する際、上記の事実関係をありのままに記載すれば令状が発付されないかもしれないと考え、X が覚せい剤を所持及び使用していると疑われる理由として、①覚せい剤の犯罪歴を有し、大声を上げるなど薬物乱用者の特徴が認められる、②所持品検査のため着衣の上から確認する際、ズボンの腰付近を検査しようとしたところ、大声で怒鳴って拒絶した、③両腕をまくって見せるようにとの説得に応じなかった旨を記載した。

裁判官は上記各令状を発付した。午後 8 時頃、X 方において X に強制採尿令状が示された。このとき X が「それなら自分で尿を出す。」と申し出たため、採尿場所として予定していた病院まで任意同行した後、尿の任意提出が行われた。X の尿から覚せい剤成分が検出され、鑑定書が作成された。

X は覚せい剤使用の罪で起訴され、検察官が本件鑑定書の証拠調べを請求したところ、弁護人は違法収集証拠であるため証拠能力は認められない旨の意見を述べた。本件鑑定書の証拠能力について論じなさい。

10月号（505号）

被告人 X 及び Y は、被害者 V に対する殺人罪の共同正犯として起訴された。起訴状に記載された訴因は以下のとおりである。「被告人兩名は、共謀の上、令和4年9月28日午後5時頃、K市〇〇所在のNアリーナ駐車場内において、Vに対し、殺意をもって、Xが仰向けに横たわったVの首を絞め付け、その際、YがVの下半身に乗り、さらに、YがVの首を両手で絞め付け、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した。」

公判前整理手続では、検察官は「Xは、殺意をもってVの首を絞め続けたが、怖くなって、一旦手を離れた。そのときVは苦しそうに呼吸をしていた。すると、Yが殺害を完遂するため、Vの首を両手で上から締め付け、やがて死亡させた」旨を主張した。Xの弁護人は、XがVの首を絞めた後にYがVの首を絞めて死亡させたという基本的な事実関係については検察官と同様の主張をした上で、Xの殺意及びYとの共謀の成立を争った。他方、Yの弁護人は「XがVの首を絞めて死亡させた。YがVの首を絞めたことはない」として、Yの実行行為、殺意及び共謀の成立を否定する主張をした。

本件は、弁論を分離せずに審理された。検察官、X及びYは、公判でも上記の各主張をそのまま維持し、X及びYはそれぞれ自己の主張に沿う供述をした。また、Xの請求によってWの証人尋問が行われ、Wは「事件直後にXから『俺はとどめはさしていない』と聞いた」旨を証言した。論告及び弁論でも、それぞれが主張してきた事実関係を前提に、検察官は「Xは最初からYと共謀して本気でVの首を絞めて殺そうとしていた。最終的にはYの行為がVの死亡結果を発生させたが、本件殺人は全体として兩名の共同実行によるものである」、Xは「Yが首を絞めた時点からの単独犯行であり共謀はなかった」、Yは「Xの単独犯行であり共謀はなかった」旨を主張した。なお、Xの弁護人は、Yの公判供述の信用性には言及しなかった。

審理の結果、裁判所は以下の事実を認定して、X及びYの共同正犯の成立を認め、兩名に有罪判決を言い渡した。

「被告人 X は、令和4年9月28日午後5時頃、K市〇〇所在のNアリーナ駐車場内において、仰向けに横たわったVの首を両手で絞め付け、その際、被告人 Y が、暴れているVの下半身に乘ってきたことから、ここにおいて、被告人兩名は共謀を遂げ、いずれも殺意をもって、引き続き、YがVの下半身に乘った状態で、XがVの首を両手で絞め付け、よって、その頃、同所において、Vを頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した。」

裁判所が訴因変更の手続を経ずに上記事実を認定したことの適法性を論じなさい。

9月号（504号）

犯人がV宅に侵入し、Vに対して暴行を用いて性交する事件が発生した。様々な捜査によって、犯行当日までに現場付近で何度か目撃されたXに対する嫌疑が高まったが、Xが犯人であることを示す決定的な証拠は得られなかった。

そこで警察は、現場に残された犯人の体液から得たDNAとXのDNAの型を比較するため、Xの自宅から出るごみの中からXの体液等が付着した物を取得することにした。Xが住む高層マンションでは、入居者は各階に設置されたごみステーションにいつでもごみを出すことができ、ごみの収集日に管理会社の清掃員が各階のステーションのごみを集めて1階の集積所まで運搬していた。警察は、同マンションの管理責任者A、ごみ回収の担当者Bと打ち合わせ、収集日にXが居住する18階のごみをBが専用の容器で回収し、1階のごみ集積所でAとBの立会いの下、捜査官が確認することで合意した。

次のごみ収集日の正午頃、捜査官は上記ごみ集積所に赴き、A及びBから18階で回収したごみ3袋の任意提出を受け、その内容物を確認した上で両名に返却し、改めてその中にあったXの使用済み歯ブラシの任意提出を受けて領置した（捜査①）。

また、警察は、XとVのつながりを明らかにするため、Xの元交際相手であるCから事情を聴取した。Cは所持していたタブレット端末を捜査官に見せ、「Xが自分のスマホで検索した履歴をこの端末でも見られる。Xは特定の女性の名前を検索し、その人のSNSの書き込みなどを執拗に調べていた」と述べた。その端末は、かつてXがCに使用させるため購入して渡したものであり、Xが初期設定を行う際に自分のスマートフォンと同じユーザーアカウントを登録したため、スマートフォンでのインターネットの検索履歴がタブレット端末にも同期されて閲覧できる状態になっていた。Xも交際中にこの事実を認識していた。

捜査官は、Cの承諾を得てタブレット端末を借り受け、事件発生から遡って3か月分のXによる検索履歴の全てを画面に表示して写真撮影した（捜査②）。

本件捜査①及び②の適法性について論じよ。

8月号（503号）

7月20日午後2時頃、弁護士Aは知人Xの妻Yからの電話を受けた。Yは、Xが横領の嫌疑で警察官に任意同行を求められ、自宅からN警察署に向かったため、弁護のため接見に赴いてほしいと述べた。

午後3時頃、Aは同署に赴き、捜査責任者である司法警察員Kに対して、前記の経緯を告げ、「弁護人となろうとする者」としてXとの接見を要求した。Kは、現在Xに対する任意取調べが行われている最中であり、Aが本当にYから依頼された者であることを確認するのでも少し待ってほしいと述べた。Aは、Yの電話番号をKに伝え、直ちにYに電話をかけて依頼の事実を確認し、速やかに取調べを中断して面会させるよう求めた。Kは、Xから任意提出を受けたX所有の携帯電話を確認したが、Aが告げた番号は保存されていなかった。Kはその番号に電話をかけたり、Xにその番号について尋ねたりはしなかった。Aは再三にわたって面会を求めたが、Kは「まだ確認できない」としてこれを拒んだ（①）。

この間、取調室ではXが横領への関与を示す供述を行ったため、供述録取書が作成され、Xが署名押印した。午後4時30分、取調べが終了したため、KはXを取調室から退出させた。XとAは署内で会い、Aを弁護人とする弁護人選任届を提出した。7月21日午前9時、Xは業務上横領の事実で通常逮捕され、同署に引致された。弁解録取等の手続が行われた後、XはAと接見したいと申し出た。Kは直ちに電話でAにその旨を伝えるとともに、Xの取調べを開始した。

午前9時50分頃、Aが同署に到着し、Xとの接見を求めた。対応した係員から連絡を受けたKが取調室の状況を確認したところ、取調官から「現在取調べ中であるが、あと30分ほどで一旦終了し、Xの勤務先の捜索に立ち会わせる予定である。この捜索は共犯者による罪証隠滅の可能性を排するため緊急に行う必要がある。署に戻るまで4時間程度かかる」と報告を受けた。そこで、午前10時頃、KはAに「本日午後3時以降に接見されたい」と口頭で告げた（②）。

上記の措置①及び②の適法性について論じなさい。

7月号（502号）

S 県警察は、内偵捜査の結果、A 社を経営する X が覚醒剤の密売を行っている疑いがあるとして、被疑者「X」、罪名「覚醒剤取締法違反」、搜索すべき場所「S 市 U 区〇〇番地所在株式会社 A 事務所」、差し押さえるべき物「覚醒剤、秤、ビニール袋、携帯電話」とする搜索差押許可状の発付を得た。司法警察員 P1 らは令状を携行して A 社事務所へ赴き、X に令状を示して、同事務所の搜索を開始した。

同事務所の事務室では 4 名の社員が業務を行っていた。事務室内には社員用の鍵付きロッカーが 4 台置かれており、その扉には各社員の名札が貼られていた。P2 がこのロッカーの中を搜索しようとしたところ、社員 4 名が「そこには私たちが出勤時に持ってきた私物や私服を入れています。社長とは関係ないので開けないでください」と抗議した。X も「そこは私の管理ではない。鍵も社員たちが管理している」と述べた。しかし P2 は「令状によって搜索する」と告げ、各社員に解錠させて、ロッカーの中を搜索した（搜索①）。

事務室の奥には社長室があった。P1 が搜索のため社長室に入ると、部屋の奥に男性 Y が小さな鞆を両手で抱えて立っていた。P1 が「あなたは誰か」と尋ねたところ、Y は小走りに社長室から出ていこうとした。このとき P1 は、Y が過去に覚醒剤事犯で検挙したことがある暴力団員であることに気づいた。P1 は Y の進路に立ち塞がって退出を阻止し、「あなた Y だろう。その鞆の中を見せなさい」と言って、Y から鞆を取り上げ、ファスナーを開いてその中を搜索した（搜索②）。また、Y が上着の前ポケットのあたりを気にする様子を見せたため、P1 は Y の上着のポケットに手を入れてその中を搜索した（搜索③）。

上記の搜索①～③の適法性について論じなさい。

6月号（501号）

2月1日、某所でVの死体が発見され、殺人事件として捜査が開始された。警察はVの関係者のうち犯人の可能性のある者を20数名リストアップして捜査対象とした。2月26日、リストの中にあるXが捜査本部を訪れ、自分の嫌疑を晴らすためとしてVから借りた金銭の返済状況などを自ら語った。しかし、その後の捜査でXが述べた内容が事実と反することが判明したため、Xの嫌疑はむしろ大きくなった。

3月28日、警察は殺人について取り調べるため、Xを警察署へ任意同行した。ところが、取調室でのXの顔色や挙動などからXが覚醒剤を使用している疑いが生じた。そこで、担当官は殺人の取調べを中断し、覚醒剤の使用について質問した上で尿の任意提出を求めた。Xは覚醒剤の使用を強く否定したが、尿の提出には応じた。Xの尿を鑑定したところ覚醒剤の成分が検出されたため、直ちに覚醒剤使用の事実で裁判官に逮捕状を請求して発付を受け、Xを通常逮捕した。3月29日、Xは同事実で勾留され、さらに4月7日には勾留が10日間延長された。

この勾留中、司法警察員または検察官によるXの取調べが毎日5時間ずつ行われた。3月31日までは覚醒剤使用についてのみ聴取していたが、4月1日からは、覚醒剤使用と併行して殺人についても取調べが行われた。この間、捜査本部は4月4日ごろまでの間に様々な捜査の結果から殺人事件の被疑者をXに絞り込み、他の人物をすべて捜査対象から外した。そして、4月10日付で覚醒剤使用についての供述録取書が作成された後は、もっぱら殺人の取調べのみが行われた。Xは4月11日に弁護人と接見した際、殺人についての取調べを止めさせてほしいと依頼した。弁護人は警察と検察官に抗議したが、その後も殺人の取調べは継続された。4月13日以降、Xが殺人について自白を開始し、これを内容とする供述録取書が複数作成された。4月17日、Xは覚醒剤使用の事実で起訴されるとともに、改めて殺人の事実で通常逮捕された。

本件における①覚醒剤使用での逮捕・勾留、②その間に行われた殺人についての取調べの適法性について、それぞれ論じよ。

5月号（500号）

Vは、午後7時50分ころから午後7時56分ころまでの間、T鉄道TJ線W駅からA駅に向けて進行中の下り電車内で、Xから下着内に手指を入れられる強制わいせつ行為を受けた。このときVは犯人の顔と服装を確認した。VはA駅で下車し、同駅で接続するJ鉄道M線のホームへ向かったが、その間もXはVを尾行した。午後8時4分ころ、VがM線上り電車に乗車すると、Xも後を追って同じ車両に乗って近くに立った。

Vは、この間、下車する予定のM線N駅で待ち合わせていた友人Fにメールを送信し続け、「男性に痴漢された」「下着の中まで触られた」「白いシャツに紺色ジャケットで茶髪の男」「M線に乗り換えても付いてくる」「N駅で降りても付いてきそうで怖い」「N駅前でも私につきまとっていたら捕まえて」と伝えた。これを受信したFは、直ちにN駅前の交番に赴き、警察官K1・K2に上記メールを見せた。午後8時9分ころ、VがN駅（A駅から5kmの位置にある）で下車するとXも後を追って下車し、改札口を出ても追尾した。Vは早足で駅前広場を往復したが、Xは接近して追いつけた。これを見届けたK1・K2は、Xが白いシャツと紺色のジャケットを着て、髪の毛が茶色だったことから、Vのメールにあった犯人だと確信した。K1・K2はXに駆け寄って両側から両腕を掴むと、Vに「この男が痴漢ですね」と尋ねた。Vは「間違いありません。この人がTJ線で私に痴漢をしました」と答えた。午後8時14分、K1は刑訴法212条1項によってXを現行犯逮捕した。

K1は、その場でXの着衣の中を捜索しようとしたが、Xは身体をぶつけるなどして抵抗した。この時間帯のN駅前は帰宅中の乗客で混雑していた。そこで、K1らは、午後8時30分、Xを警察車両に乗せて2km離れたN警察署まで連行し、午後8時45分ころに同署内でXの着衣の中を捜索し、ジャケットの内ポケットの中にあった交通系ICカードを差し押さえた。本件における現行犯逮捕および捜索の適法性を論じなさい。

4月号（499号）

午前8時30分ころ、Xから「交際相手のAからA宅で暴行を受けている」旨の通報があり、警察官K1～K3がA宅に赴いた。現場にはXとAがおり、Xは「喧嘩の途中で興奮した。もう落ち着いたので大丈夫」と述べた。

このときK1は、感情の起伏が大きく落ち着きがないXの様子を見て覚醒剤常習者の症状に似ていると思った。犯歴を照会したところXには覚醒剤事犯の前科があった。Xは「自宅に帰る」と言ってA宅と同じ町内にあるBマンションに向けて歩き出した。K1らはXに覚醒剤について質問しながらこれに同行した。

午前9時10分ころ、XはBマンションの自室に着くと、玄関のドアを開けて中に入り、すぐにドアを閉めようとした。K1がとっさにドアを両手で押さえてこれを阻止し、Xの許可なく玄関の上がり口に入って靴脱ぎ場に腰掛けた。Xは「帰ってほしい」と言ったがK1は応じなかった（①）。Xは、玄関の上がり口で寝転んだり泣き出したりした。K1の求めに従ってXが両腕を見せると注射痕があったため、K1はXの同意を得てその写真を撮影した。K1は警察署へ同行して尿を提出するようXに求めたが、Xは拒否した。この間、K2らは玄関の外からドアを手で押さえて開けたままに立っていた。

午前9時40分ころ、K1は強制採尿のための令状を裁判官に請求する旨をXに告げ、その準備のため現場を離れて警察署に向かった。K2は引き続きドアを開けたまま玄関前に立ち続けた。その後もXは繰り返し「帰ってほしい」と言ったが、K2らはその場を離れなかった。午前10時ころ、Xから携帯電話で連絡を受けたAがX方に現れ、Xの手を引いて連れ出そうとした。K2はXとAの間に身体を入れて両名を引き離した（②）。

午後12時40分ころ、K1が裁判官が発付した条件付捜索差押許可状を携行してX方に戻り、Xにその令状を示して警察署へ同行させ、尿を強制的に採取した。

下線部①②の適法性を論じなさい。